労働条件等関係助成金一覧

A. 生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金

〈助成の対象となる措置〉

〈ページ〉

	、時後の対象となる自己/	\'\ \	_
1 業務改善助成金	事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う	310	

※2-IV 時間外労働等改善助成金(団体推進コース)も「A. 生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金」に含まれます。

B. 労働時間の設定改善を支援するための助成金

			〈助成の対象となる措置〉	<u>〈ページ></u>
2 時間外労働等改善助成金	I	時間外労働上限設定コース	時間外労働の上限設定を行う	314
	П	勤務間インターバル導入コース	勤務間インターバルを導入する	317
	Ш	職場意識改善コース	年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推 進する	319
	IV	団体推進コース	事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限 規制への対応に向けた取組を行う	321
	V	テレワークコース	在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワー クに取り組む	323

C. 受動喫煙防止対策を支援するための助成金

	〈助队の対象とはる指直〉	〈ヘーシ>	
3 受動喫煙防止対策助成金	職場での受動喫煙を防止するための対策を行う	325	

D. 産業保健活動を支援するための助成金

			〈助成の対象となる措置〉	<u>〈へ゜ーシ゛〉</u>	>
4 産業保健関係助成金	業保健関係助成金 I ストレスチェ	ストレスチェック助成金	ストレスチェック等を実施する	328	
	П		ストレスチェックの集団分析の結果を活用し、職場環境の改善を行う	330	
	Ш	心の健康づくり計画助成金	心の健康づくり計画(ストレスチェック実施計画を含む) を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施する	332	
	IV	小規模事業場産業医活動助成金	産業医と契約し、産業保健活動を行う	334	

E. 退職金制度の確立等を支援するための助成

				〈助成の対象となる措置〉	<u>〈ページ></u>
5	中小企業退職金共済制度に 係る新規加入等掛金助成	Ι	一般の中小企業退職金共済制度に係る掛金助成	新たに中小企業退職金共済制度に加入する	338
		Π	建設業退職金共済制度に係る掛金助成	建設業退職金共済制度に新たに加入する労働者等を 雇い入れる	340
		Ш		清酒製造業退職金共済制度に新たに加入する労働者 等を雇い入れる	341
		IV	林業退職金共済制度に係る掛金助成	林業退職金共済制度に新たに加入する労働者等を雇 い入れる	342

- (注1) お問い合わせ先は助成金の種類によって異なりますので、各助成金の「利用にあたっての注意点」をご確認いただきますようお願いします。
- (注2) 助成金の財源は事業主拠出の労災保険料です。ただし、「業務改善助成金」は一般会計、「退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成」は労災保険料と雇用保険料の折半となっています。
- (注3) 本パンフレットの内容は平成30年4月1日現在のものです。